

落札者決定基準 (堺市女性活躍推進ハンズオン支援業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市女性活躍推進ハンズオン支援業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「④及び⑥」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

ア. 技術提案書等の記載内容により、2. 履行実績について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
同業務の実績が 4 件以上（女性活躍推進に関する実績を含む）かつ各実績において定量的数値を明記	5
同業務の実績が 4 件以上だが、女性活躍推進に関する実績なし又は各実績において定量的数値の記載なし	4
同業務の実績が 1 件以上 3 件以内（女性活躍推進に関する実績を含む）かつ各実績において定量的数値を明記	3
同業務の実績が 1 件以上 3 件以内だが、女性活躍推進に関する実績なし又は各実績において定量的数値の記載なし	2
記述がない（評価できない）又は単なるイベント開催や講師派遣のみ	0

イ. 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が50点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関する考え方が、本業務の趣旨・目的と合致しているか。 ・本市における中小企業等の女性活躍推進や人材確保に関する現状及び主な課題認識が適切で、十分に理解できているか。 ・業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進めることが期待でき、かつ現実的であるか。 	10点	2	<ul style="list-style-type: none"> 5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない 	
②履行実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日以降の国又は地方自治体、外郭団体における「中小企業等への就業環境改善又は採用・定着に係るコンサルティング」又は「中小企業等への就業環境改善又は採用・定着に係る専門家派遣業務」に関する類似業務の実績を十分に有しているか。 ・支援企業数、派遣回数、制度導入件数等の定量的成果が記載されているか。 ・女性活躍推進に関する実績が充実しているか。 	5点	1	<ul style="list-style-type: none"> 5. 同業務の実績が4件以上（女性活躍推進に関する実績を含む）かつ各実績において定量的数値を明記 4. 同業務の実績が4件以上だが、女性活躍推進に関する実績なし又は各実績において定量的数値の記載なし 3. 同業務の実績が1件以上3件以内（女性活躍推進に関する実績を含む）かつ各実績において定量的数値を明記 2. 同業務の実績が1件以上3件以内だが、女性活躍推進に関する実績なし又は各実績において定 	

				量的数値の記載なし 0. 記述がない(評価できない) 又は単なるイベント開催や講師派遣のみ	
③業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制が充足し、役割分担が明確に示されているか。 ・業務責任者及び従事者は、業務実施に必要な専門性（資格、技能、実績）を有しているか。 ・業務を着実かつ効果的に遂行できる体制を確保できているか。 	10点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
④参加者の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書5（1）、5（2）、5（3）の各対象者への周知方法や訪問計画、ネットワーク活用は具体的かつ効果が期待できる内容か。 ・ネットワークの実効性が過去の活用実績や企業との関係性に基づき明確に示されているか。 	25点	5		
⑤経営者等対象セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の採用や仕事と家庭の両立支援をはじめとした女性活躍推進の取組が、企業等にとってメリットや社会的意義があることを認識してもらうことができる内容となっているか。 ・予定している講師は、本業務の目的に照らして適任であり、効果が期待できるか。 ・仕様書5（2）の専門家等派遣への参加者の誘導策は、具体的かつ効果的であるか。 	10点	2		
⑥専門家等派遣の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方が適切に計画され、派遣回数や訪問方法（初回・最終は対面）など仕様書の条件を満たし、期限内に完了できる現実的な計画が示されているか。 ・企業の課題、課題に応じた提案、実行支援等の手法や内容が具体的に示されているか。また、課題解決に資することが期待できるか。 ・企業の課題に応じた適切な専門家を配置できる体制を整えているか。 	30点	6		

⑦事例発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の採用や仕事と家庭の両立支援をはじめとした女性活躍推進の取組が、企業等にとってメリットや社会的意義があることを認識してもらうことができる内容となっているか。 ・参加企業の行動変容（柔軟な働き方が可能な勤務・休暇制度の導入や人材定着に資する取組等の実施）への意欲につながる効果的な工夫が示されているか。 ・支援企業間の交流及び知見共有に資することが期待できる構成になっているか。 	10点	2	<ul style="list-style-type: none"> 5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない 	
		100点 (満点)			点 (得点)